

いじめ防止基本方針

宇都宮市立星が丘中学校

宇都宮市立星が丘中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめほどの生徒にも起こりうる」「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応を組織的に徹底することに努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、のびのびと安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒の安全確保を図る。

- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導，その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を拡充し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ等対策委員会

〔構成員〕 学校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、メンタルサポーター
必要に応じて、PTA 会長、副会長、学年部長、指導部長を加えることができる。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

① いじめの防止

「いじめはどの生徒にも起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施(毎月)、小中交流あいさつ運動の実施(年2回)
- ・ いじめ防止標語や行動宣言、及びポスターの作成と学校間における交換・掲示
- ・ 卒業生に関する情報交換会の実施(2月)
- ・ 小学校配慮生徒及びその保護者へのスクールカウンセラーによる面談の実施

- イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施
- ・「イヤな思い調査」（いじめ対策アンケート）の実施及び統計分析による実態把握と課題把握、方針策定
 - ・教育相談週間の実施
 - ・いじめに関する主題での全学級道徳授業の実施
 - ・いじめ根絶集会の実施
 - ・生徒教職員全員がいじめゼロリボンの着用
- ウ 「宮っ子心の教育」の実施
- ・道徳授業の充実・いじめ防止を念頭に置いた、主題 2－（2）「人間愛・思いやり」 2－（3）「友情・信頼」 4－（3）「正義、公正・公平」の実施と校内研究授業の実施
 - ・上記主題を意識した、生徒主体の学校行事のねらいの明確化と実践（特に、体育祭、学習発表会、3年生を送る会、集団宿泊的行事）
 - ・人権教育の観点からの学級活動授業の全学級実施
- エ 児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
- ・生活委員会主催の校内あいさつ運動、及び各小学校との交流あいさつ運動
 - ・生徒会生活委員会主催のいじめ根絶集会の実施
 - ・いじめ防止標語の全員制作とポスター募集
 - ・オレンジキャンペーン（生徒の善行を友人が推薦、教職員が褒賞）
- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
- ・技術家庭科において、コンピュータにおける情報安全管理の方法を習得する
 - ・社会科において情報社会での様々な負の側面、インターネットにおける犯罪可能性について学ぶ。
 - ・学級活動において情報社会におけるコミュニケーションの重要性について学ぶ
 - ・外部講師による「情報モラル教室」を開催し、スマートフォンからの様々な危険、犯罪にまき込まれないための備えについて学ぶ。
- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
- ・チェックリストを活用した取組状況の確認
 - ・「イヤな思い調査」の結果分析による、取組・指導効果の検証と教職員での共有、改善方針の策定と実践

② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

- ア 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
- ・メンタルサポーターによる心の教育相談室、スクールカウンセラーとの面談、外部相談機関の周知
 - ・学校への相談方法についての周知
- イ スタンダードダイアリーの活用
- ・毎日の学級担任との日記・意見交換

- ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - ・年間4回のアンケート調査
 - ・年間2回の教育相談週間

- エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - ・パトロール結果の分析と必要に応じた対策、指導実施
 - ・生徒指導便り等を通じたネットトラブルの現状や注意事項のお知らせと啓発、必要に応じたお願い通知の発送

- オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施
 - ・年度当初の生徒指導年計の共通理解時における、本校いじめ対策の教職員間の理解徹底
 - ・「いじめに関する校内研修マニュアル」を活用した校内研修

③ いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

- ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認
 - ※被害生徒、加害生徒、関係生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

- イ いじめを受けた生徒に対する親身な支援と、その保護者への連絡・相談、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

- ウ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関・団体等との連携

- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

(3) いじめが発生した場合の指導の実際

① 対応の手順

- ア いじめ行為の停止
 - いじめ的行为が継続している状況が想定される場合には、いじめ行為の収束を最優先し、加害行為をやめさせる。

- イ 事実確認作業
 - 被害的立場生徒・傍観者の立場生徒・加害的立場生徒・加担的立場生徒それぞれからの聞き取り内容の照合・確認・指導プログラムの設定を行う。

- ウ 加害生徒に対する指導
 - ・いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を継続的に持つ。
 - ・自分の行ったことに向き合わせ、これからどうするのかを考えさせる。
 - ・被害生徒の辛さや苦しみを理解させるとともに、刑事的責任や民事的責任についても理解させる。
 - ・深い反省と被害生徒への謝罪意志を促す。
 - ・本人の謝罪の気持ちを確認した段階で、被害生徒の気持ちを確認し、誠意ある謝罪と今後の決意を伝えさせる。

エ 被害生徒のケア

- ・家庭訪問：担任、学年主任（状況に応じて生徒指導主事、副校長）が家庭訪問を行い、事実関係の説明および経過、対応、被害生徒の精神的なケアについて相談する。
- ・別室登校：精神的ダメージにより通常の学校生活に戻れない場合には、別室（保健室・心の相談室等）を使用しケアを図る。
- ・加害生徒、被害生徒同士の和解：被害生徒の心理状況を十分に把握し、早期に生徒同士の和解を図ることが望ましいが、和解の強制や形だけの和解とならないよう十分に留意する。
- ・教育相談による支援：状況により、MSやSCとの面談を設定し、精神的安定を図る。
- ・友人による支援プログラム：交友関係を確認し、本人をサポートできる生徒に協力を仰ぎ、本人支援プログラムを作成する。

オ 加担的立場の生徒への指導

明確な加害行為の確認が取れない、加害意識がないなど指導が難しいが、被害生徒の苦悩や心情を理解させる。

カ 傍観者的立場の生徒への指導

表面的ないじめの解決を図ると、この立場の生徒が学級・学校・教師に対して失望感を抱く。「傍観者＝いじめを許している」ことに気付かせ、教師とともに被害的生徒を守る意識を持てるよう指導していく。

② 再発防止

ア 全体指導

学級指導、学年集会、全校集会、部活動指導等、適宜行う。
（当事者生徒のプライバシーの保護を優先する）

イ 当事者生徒の見守り

被害生徒、加害生徒の事後の見守りを、担任・学年職員・教科担任等が連携して行っていく。

③ 指導にあたっての留意点

ア 加害生徒への指導

・指導内容および経過については、学校長・副校長・生徒指導主事への「報告・連絡・相談」を徹底する。

イ 被害生徒への支援

- ・親身に話を聞き、いじめの辛さや苦しみを理解する。
- ・いじめは絶対に許さないこと、解決まで必ず守り通すことを伝える。
- ・本人が自信を持って学校生活を送れるよう、事後指導を継続的に行う。
- ・周囲の生徒への影響を考慮して支援にあたる。
- ・見守りと支援を長期的に継続し、他の教職員や周囲の生徒からも情報を得る。

ウ 観衆、傍観者への指導

- ・いじめを当事者だけの問題にとどめず、学級、状況によっては学年全体の問題として人ごとではなく自分にも起こりうる問題として考えていく。
- ・教職員は感情に走らず、冷静に、本気でいじめの問題に取り組んでいく姿勢を示す。
- ・日頃から生徒を温かく見守り、内面を理解し、自尊感情を育み高めていける心がける。
- ・生徒同士の好ましい人間関係を築き、心の通い合う集団作りを、学級・学年・部活動等で行っていく。

エ 保護者との連携

- ・常に「生徒のために」の視点に立ち、共に考えていく姿勢で保護者と連携していく。

3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ等対策委員会」において定期的に点検し、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして、取組内容や取組方法の改善に取り組む。

星が丘中学校いじめ等対策委員会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、星が丘中学校いじめ等対策委員会と称し、事務局を本校に置く。

第2条 本会は、いじめ問題等に関する対策を協議し、効果的に運営することによって、生徒や教師、家庭（保護者）、地域の生徒の問題等に対する意識高揚を図り、生徒の健全育成を目的とする。

第2章 内 容

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- 1 いじめを含めた問題等に関する生徒の実態把握、それに伴う指導方針、指導体制の確立。
- 2 学校と地域と家庭との協力・連携の方策。
- 3 その他必要と認めたこと。

第3章 委員及び役員

第4条 本会は、下記の者をもって組織する。

学校関係：学校長、副校長、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、メンタルサポーター
なお、必要に応じ次の者を加えることができる。
PTA会長、副会長、学年部長、指導部長

第5条 本会は、下記の役員をおく。

委員長 1名（学校長がこれにあたる）
副委員長 2名
幹事 若干名

第4章 会議並びに事務

第6条 本会は、年1回例会を開催する。但し、必要に応じて開催することができる。

第7条 本会は、委員長がこれを招集する。

第8条 本会の事務は、幹事がこれにあたる。

<組織図>



